

オリンピック標章保護条例

2002年2月4日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

オリンピック標章保護条例

(2002年2月4日中華人民共和國國務院令第345号公布)

第一条 オリンピック標章の保護を強化し、オリンピック標章権利者の合法的な權益を保障し、オリンピック・ムーブメントの尊嚴を擁護するため、当条例を制定する。

第二条 当条例でいうオリンピック標章とは、下記のことを指す。

(一) 国際オリンピック委員会のオリンピック五輪図形標章、オリンピック旗、オリンピックモットー、オリンピック記章、オリンピック讃歌。

(二) オリンピック、オリンピア、オリンピック競技大会及びその略称等の固有名称。

(三) 中国オリンピック委員会の名称、記章、標章。

(四) 北京2008年オリンピック競技大会申請委員会の名称、記章、標章。

(五) 第29回オリンピック競技大会組織委員会の名称、記章、第29回オリンピック競技大会のマスコット、歌、スローガン、「北京2008」、第29回オリンピック競技大会及び其の略称等標章。

(六) 「オリンピック憲章」と「第29回オリンピック競技大会開催都市契約」に定めた其の他第29回オリンピック競技大会に関連する標章。

第三条 当条例でいうオリンピック標章の権利者とは、国際オリンピック委員会、中国オリンピック委員会と第29回オリンピック競技大会組織委員会を指す。

国際オリンピック委員会、中国オリンピック委員会と第29回オリンピック競技大会組織委員会の間の権利分割は、「オリンピック憲章」と「第29回オリンピック競技大会開催都市契約」に準拠して確定する。

第四条 オリンピック標章の権利者は当条例によりオリンピック標章に対する専有権を享有する。

如何なる者でも、オリンピック標章権利者の許諾を得ずに、商業目的（潜在的な商業目的を含む。以下同）のためにオリンピック標章を使用してはならない。

第五条 当条例でいう商業目的のための使用とは、利益獲得を目的とし、以下の方式によるオリンピック標章の使用を指す。

(一) オリンピック標章の商品、商品の包装または容器ならびに商品取引文書における使用。

(二) オリンピック標章のサービス項目における使用。

(三) オリンピック標章の広告宣伝、商業展示、営業的な上演及びその他商業活動における使用。

(四) オリンピック標章を含めた商品の販売、輸出、輸入。

(五) オリンピック標章の製造または販売。

(六) 行為者とオリンピック標章権利者との間に、後援或いはその他支援関係があると思わせる可能性のあるその他のオリンピック標章の使用。

第六条 國務院工商行政管理部門は当条例の規定に準拠し、全国におけるオリンピック標章の保護任務に責任を負う。

県レベル以上の地方工商行政管理部門は、当条例の規定に準拠し、当該行政区域におけるオリンピック標章の保護任務に責任を負う。

第七条 オリンピック標章の権利者は、オリンピック標章を國務院工商行政管理部門に登録を届出するものとし、國務院工商行政管理部門によってそれを公告する。

第八条 オリンピック標章権利者の許諾を取得し、商業目的のためオリンピック標章を使用する場合、オリンピック標章権利者と使用許諾契約を締結しなくてはならない。うち、当条例の第二条第（一）項、第（二）項に定めたオリンピック標章を使用する場合、国際オリンピック委員会及びそれがライセンスもしくは許可した機構と契約を締結しなくてはならない。当条例の第二条第（三）項に定めたオリンピック標章を使用する場合、中国オリンピック委員会と契約を締結しなくてはならない。当条例の第二条第（四）項、第（五）項、第（六）項に定めたオリンピック標章を使用する場合、2008年12月31日前に、第29回オリンピック競技大会組織委員会と契約を締結しなくてはならない。オリンピック標章の権利者は、使用許諾契約を國務院工商行政管理部門に登録を届出なくてはならない。

前項の規定に従って使用許諾契約を締結した場合、被許諾者は契約で約定した地域範囲、期間内に限って、オリンピック標章を使用することができる。

第九条 当条例の施行前に、すでに法によってオリンピック標章を使用している場合、従来の範囲内において使用を継続することができる。

第十条 オリンピック標章権利者の許諾を得ずに、無断で商業目的のためオリンピック標章を使用、即ち、オリンピック標章専有権を侵害して紛争が生じる場合、当事者の協議によって解決する。協議をしない、もしくは協議不調の場合、オリンピック標章の権利者或いは利害関係者は、人民法院に訴訟を提起することができ、工商行政管理部門に処理を要請することもできる。工商行政管理部門が処理を経て、権利侵害行為の成立を認定した場合、直ちに権利侵害行為の差し止めを命じ、侵害商品と侵害商品の製造の専用工具もしくは商業目的のため無断でオリンピック標章を製造する工具を没収し破棄し、違法所得がある場合、違法所得を没収し、違法所得の5倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない場合、5万元以下の罰金を併科することができる。当事者は処理決定に不服がある場合、処理通知の受領日より15日以内、「中華人民共和国行政訴訟法」に基づき、人民法院に訴訟を提起することができ、期間満了になっても、権利の侵害者が起訴せず、且つ履行しない場合、工商行政管理部門は人民法院に、強制執行を申請することができる。処理を行う工商行政管理部門は、当事者の請求に応じ、オリンピック標章専有権の侵害賠償額について調停を行うことができ、調停不成立に至る場合、当事者は「中華人民共和国民事訴訟法」に基づき、人民法院に訴訟を提起することができる。

オリンピック標章を使用し詐欺等活動を行い、刑事法を犯す場合、刑法の詐欺罪その他の罪の規定に準拠し、法に従ってその刑事責任を追究する。

第十一条 オリンピック標章専有権の侵害行為に対して、工商行政管理部門は法に従って調査・処理する権利を有する。

工商行政管理部門は、既に取得した違法容疑の証拠或いは告発に基づき、オリンピッ

ク標章専有権の侵害容疑行為の調査・処理を行う際、以下の職権を行使することができる。

(一) オリンピック標章専有権の侵害に係る事情を調査するために、関係当事者への尋問

(二) 権利の侵害活動に係る契約、インボイス、帳簿その他関連資料の閲覧、複製

(三) 当事者のオリンピック標章専有権の侵害容疑活動の場所に対する現場検証の実施

(四) 侵害活動に係る物品の検査、オリンピック標章専有権への侵害と証明できる証拠がある物品に対する封印もしくは押収。

工商行政管理部門が法に従って前項に定める職権を行使する際、当事者は協力・補助するものとし、拒否や妨害をしてはならない。

第十二条 オリンピック標章専有権の侵害容疑輸出入貨物は、税関によって、「中華人民共和国海関法」と「中華人民共和国知的財産権海関保護条例」で定められた権限と手順に基づいて調査・処理を行う。

第十三条 オリンピック標章専有権侵害の賠償額は、権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含める、権利侵害で被った損失、もしくは権利侵害者が侵害により獲得した利益に基づいて確定する。被侵害者の損失、又は侵害者が獲得した利益の確定が困難な場合、当該オリンピック標章の許諾使用費を参照し合理的に確定する。

オリンピック標章専有権侵害商品と知らずに販売し、当該商品が、自ら合法的に取得したものと証明し且つ供給者を提供できる場合、賠償責任を負わない。

第十四条 オリンピック標章は、当条例によって保護を受ける他、「中華人民共和国著作権法」、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国專利法」、「特殊標章管理条例」等法律、行政法規の規定に準じて保護を受けることもできる。

第十五条 当条例は2002年4月1日より施行する。